

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	薬事管理課	整理番号	2-17
許認可等の種類	温泉の利用許可			
根拠法令条例等・条項	温泉法第15条			
許認可等の概要	温泉を公共の浴用又は飲用に供する場合の許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考] 温泉法第15条 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 二 第31条第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定により前項の許可を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者 三 法人であつて、その役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの 3 都道府県知事は、温泉の成分が衛生上有害であると認めるときは、第1項の許可をしないことができる。 4 第4条第2項及び第3項の規定は、第1条の許可について準用する。この場合において、同条第3項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「公衆衛生上」と読み替えるものとする。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	20日			
期間の制定根拠	—			